「求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止に関する基本方針」

当社は、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを、従業員が求職者等に対して行う性的な言動により、当該求職者等の求職活動等の阻害や環境が害されることを定義とし、就職活動等に関わるすべての場においてハラスメントのない健全な関係を確保するため、「求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止に関する基本方針」を制定いたしました。

求職者等に対するセクシュアルハラスメントの定義

「求職者等」とは、求職者、インターンシップ参加者、職場体験実習生、その他求職活動に参加する方をいいます。また下記の行為は、採用面接、会社説明会、企業訪問、インターンシップ等の求職活動等において、いかなる場所や時間をも問いません。

・性的な冗談、からかい、質問その他性的な言動を行うこと
・恋人の有無、性的経験、結婚予定その他私生活に関する性的な質問を行うこと
・交際、性的関係その他私的関係を求めること
・採用、選考、インターンシップその他の機会と引き換えに、またはこれらに影響を及ぼすことを示唆して性的な要求を行うこと
・性的な内容を含む情報、画像または動画等を提供し、閲覧させ、または送信すること
・性的な噂を流布すること
・必要なく身体へ接触すること
・継続的または執拗に私的な連絡、交際の申込みその他これに類する行為を行うこと
・性的な言動に対する対応を理由として採用その他の取扱いに不利益を与えること

※以上の記載は例示であり、これらに限られるものではございません。

当社の取組

・セクハラ行為者に対し、就業規則に則り懲戒処分を含む厳正な対処を行います。
・従業員に対し、ハラスメントに関する研修を行い、指導・啓発に努めます。
・相談・苦情に対応するため相談窓口を設け、求職者等からの相談を受け付けます。
・相談を受けたときは、迅速かつ正確に事実関係を確認し、事実が確認のうえ被害者への配慮措置および行為者への措置を講じるとともに、再発防止に向けた措置を講じます。
・相談者および関係者のプライバシーを保護するために必要な措置を講じます。
・相談・苦情の申出があった際、申出求職者等および事実関係確認に協力した従業員への不利益な取扱いを行いません。
・面談等は、当社が指定する場所および時間に行います。
・当社からのご連絡は、採用担当窓口から行い、従業員個人の私的な連絡先は用いません。

相談窓口

当社従業員から不適切な言動を受けた場合は下記の相談窓口にご連絡ください。

株式会社ボストン　総務部

電話：048-968-2891　　e-mail：soumu@dra-tokyo.co.jp

当社は、ご相談をいただいたことを理由に採用選考において不利益な取扱いをすることはありません。採用選考は、他の求職者等の方々と同様に、公正に行います。

当社は、すべての求職者等の方が安心して自分の力を発揮できる採用環境の実現を目指し、ハラスメントのない公正な採用活動に取り組んでまいります。

制定　令和　８　年　１０　月　１　日

株式会社ボストン